

# 都市ガス及び液化石油ガス漏れ事故発生時における警察措置について（通達）

昭和 57 年 2 月 20 日

熊保第 367 号

〔沿革〕 平成 7 年 2 月熊警甲第 306 号、16 年 8 月熊警第 1094 号改正

都市ガス事故防止並びに事故発生に対する警察措置については、昭和 45 年 7 月 3 日付熊防第 2576 号、熊備第 633 号、熊ら第 1046 号、熊交指第 1466 号「地下工事等における都市ガス事故ならびに事故発生に対する警察措置について」（例規）により実施してきたところであるが、最近のガス漏れによる重大事故の多発の傾向と態様の変化に伴い、これに対する警察措置及び体制の整備強化を図るため、前記通達の一部を改正し、次のとおり運用することとしたから遺憾のないようにされたい。

なお、昭和 45 年 7 月 3 日熊防第 2576 号、熊備第 633 号、熊ら第 1046 号、熊交指第 1466 号の前記通達（例規）は、廃止する。

## 記

### 1 ガス導管に接する地下堀削工事等の実態把握

都市ガス事業所又は液化石油ガス事業所（以下「ガス事業所」という。）から埋設導管に接する地下堀削工事等について連絡通報があった場合、又は道路使用許可申請及び道路専用許可の協議でガス導管に接する道路堀削工事がなされる場合は、「ガス工事等の実態調査表」（様式第 1 号）を作成し、その実態を把握し次の措置を講ずること。

- (1) 通報事項及び許可協議事項に基づき、その実態を調査し、ガス導管に対する防護方法、その他の危害予防措置について確認すること。
- (2) ガス導管の種別及び工事の規模等から事故発生の場合の交通規制及び附近住民の避難が必要と認定される工事については、あらかじめ警備出動体制を計画しておくこと。

### 2 警察における警備出動体制

管内のガス事業所、消防機関及びその他の関係機関と次の事項について事前協議を行い、初期の段階に迅速かつ十分な警備措置がとれるよう、ガス事故に対する警備計画を策定し警備出動体制を確立すること。

ア 関係機関相互の連絡及び協調

イ 出動体制

ウ 現地本部の設置

エ 現場活動と任務

オ 広報活動

カ 訓練

### 3 事故発生時の警察措置

事故発生時の措置については、「突発重大事故発生時における初動措置要綱」(昭和49年11月30日熊警第2212号、熊捜一第2501号、熊備第1867号、熊交指第2063号例規)及び「高圧ガス漏えい事故発生時における警察措置について」(昭和50年1月30日熊保第271号、熊備第143号、熊交指第212号、熊外第112号例規)に定める初動措置に準じて行うほか、次の要領により実施すること。

#### (1) 軽微なガス漏れ事故の場合

ガス事業所から軽微なガス漏れ事故で、警察の出動を要しない事故について警察署(交番、警備派出所又は駐在所)に通報があった場合は、現場調査の上、その実態を確認しておくこと。

#### (2) ガス爆発事故等の場合

ガス爆発事故又は危険が予想される重大なガス漏れ事故(突発重大事故発生時における初動措置要綱にいう重大事故を除く。以下「ガス爆発事故等」という。)の通報を受理した場合は、警察署長は直ちに必要な警察職員を現場に派遣し初動措置を講ずるとともに次の事項を本部長(生活環境課経由)に報告すること。

ア ガス漏れ(爆発)の日時

イ ガス漏れ(爆発)の場所

ウ 事故の概要

エ 死傷者の有無及び状況

オ 交通規制の状況

カ ガスの種別

#### (3) 現場における初動措置の徹底

ガス爆発事故等については、ガス漏れの量、起爆原、爆発の危険性等を考慮し可能な限り多数の警察職員を現場に出動させ現場の地物、地理的条件、ガス漏れの位置、規模及びガスの流動状況等によってガス事業所から派遣された防災技術者等(腕章着装)と協力して、危険区域の設定、交通規制、群衆の整理、附近住民の避難誘導及び広報活動等の措置を迅速かつ適切に講じ、被害の拡大防止に最善をつくすこと。

### 4 死傷者に対する取扱いの適正

ガス爆発事故等により多数の死傷者を出した場合は、速やかに被害者の救出を行い、収容所・救護所ごとに担当者を定めるなどして、死傷者の確認に努めるとともに人数及び氏名等の調査について関係機関と連絡を密にしその

適正を期すること。また、遺族等への連絡及び引渡しに当たっては、努めて懇切にし、いやしくも礼を失することのないよう配慮すること。

## 5 報告

ガス爆発事故等で人身又は物損被害額が 10 万円以上の事故については、「ガス漏れ事故発生報告」(様式第 2 号)により、電話又は電送をもって速やかに本部長に報告すること。

## 6 その他

- (1) 都市ガス事業所における出動体制は、別表のとおりである。
- (2) ガス事業所の保安責任者、連絡責任者等については、別途通達する。
- (3) 各警察署生活安全係にガス工事等の実態調査表つづり(保存期限 1 年)を備え付け、ガス漏れ事故発生報告書は、報告の都度同つづりの末尾に編てつすること。

## 別表

### 1 都市ガス事業所における出動体制

一般出動　　ガス漏れ等はあるが事故の発生するおそれのないと認められる場合に可及的速やかに処理要員が工作車で現場に出動し、必要な措置を講ずることをいう。

緊急出動　　事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に 2 名以上の処理要員が、原則として、緊急車で現場に急行し、緊急措置を講ずることをいう。

特別出動　　緊急出動では処理することが困難な事態に対して、これを処理するために特別に編成する体制で出動することをいう。第 1 次から第 3 次までの出動体制を編成する。

別記様式(略)